第4部 債権総論

2. 債権の目的

■ 6 4 − 1 債権の目的

例 AがBに建物を引き渡せと請求する債権の目的は、債務者Bが債権者Aに建物を引き渡す行為が債券の目的 の AがBに「大きな音を立てるな」と請求する債権の目的は、債務者Bが大きな音を立てない行為が債権の目的 (行為の適法

債権の目的の要件

行為の可能

行為の確定

Ø Aが坊主Bと祖先の永代念仏を唱えてもらう契約をしたのに、坊主Bが約束を破ったのでAが訴えた。念仏の唱和行為は金銭に見積もることはできないが、Aは坊主Bに対して永代念仏を唱える行為を請求する債権をもつ。

■ 6 4 - 2 特定物債権(400条)

【特定物債権】債権の内容であるところの債務者の行為が特定物の引き渡してある債権

*特定物債権では、債務者は特定物を引き渡すまでは「善良な管理者の注意」をもってそのものを保存(保管)しな ければならない(400条)。

■64-3 種類債権(401条) 【種類債権】一定の種類に属する物の一定量の引渡を目的とする債権

例 「ビールの小瓶 1 ダースの引渡」など。ただし品質の違いがある米について「米100キロの引渡」は、どの品質の米を引き渡すか判断できない。その場合は中等の品質の物を引き渡せばよい(401条1項)。

■64-4 金銭債権(402条・403条) 【金銭債権】一定額の金銭の支払いを目的とする債権

*金銭債権の債務者は各種通貨で支払って良い。つまり約束がなければ1万円札でも1000円札でも良い(402条1項)。

■64-5 利息債権(404条・405条) 【利息債権】利息の支払いを目的とする債権

AがBに年10%の利率で100万円を貸した場合、AはBに対して元本債権と利息債権の2つを取得したこと になる。

利息債権

約定利息=当事者間の契約などの法律行為によって生じる場合

法定利息=法律の規定によって生じる場合

*法定利息の利率は年5%となっている。約定利息の利率はその法律行為によって決まり、利率の特約がないときは法定利息と同じ5%とする (404条)。

【法定重利】1年以上延滞した利息は、債権者の催告を条件として、元本に組み入れることができる(405条)。

【重利=複利】複利(ふくり)とは、複利法によって計算された利子のことで、利子を元金に組み入れる方式で利子に利子がつくことを言う。重利(じゅうり)とも言う。 投資などでは得た利子を元本に組み入れることにより、元本を増やすことで次に受け取る利子が増える事になり雪だるま式に利子が増えていくことになる。

■ 64-6 選択債権(406条~411条) 【選択債権】数個の中からいずれかを選択して引き渡すことを内容とする債権

種類債権=債権の対象となる目的物ひとつひとつに個性がない

₹ 選択債権=債権の対象となる目的物にそれぞれ個性がある

*選択債権では特約がない限り債務者に選択権がある(406条)。